

Old meets New 日本文化を活用した観光振興事業助成金交付要綱

3 公東観地事第195号
令和3年5月17日
3 公東観地事第512号
令和3年10月7日
4 公東観地事第597号
令和4年5月12日
4 公東観地事第1597号
令和5年3月17日
5 公東観地事第710号
令和5年7月13日
5 公東観地事第1991号
令和6年3月21日
7 公東観地事第249号
令和7年4月18日
7 公東観地事第1270号
令和7年8月15日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による Old meets New 日本文化を活用した観光振興事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、東京にある芸術・音楽・伝統芸能や伝統工芸、神社仏閣や歴史的な建造物等多くの日本文化を活用した観光振興の取組を支援することで、持続的な賑わい創出につなげていくことを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「観光振興」とは、以下のアからウまでのいずれかを満たすものをいう。

ア 観光客の来訪を促す等により、都内に賑わいをもたらすもの

イ 日本文化を観光資源として活用することで、東京の魅力向上につながるもの

ウ 観光客との交流等により、都民の東京への誇りを醸成するもの

(2) 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、助成事業を行う都内で活動する観光協会、商工会等、商店街、町会・自治会、文化・芸術団体、民間企業又はその他の法人から構成される次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア A協議会 3者以上が連携し、設置する協議会（文化・芸術団体を1者以上含むこと

を条件とする。)

イ B協議会 2者以上が連携し、設置する協議会（都内の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（観光協会又は商工会等）を1者以上含み、かつ、文化・芸術団体を1者以上含むことを条件とする。)

(3) 「観光協会」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする区市町村との連携の下に設立された都内に所在する団体をいう。

(4) 「商工会等」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所であって、都内に所在する団体をいう。

(5) 「商店街」とは、次に掲げるもので、都内に所在するものをいう。

① 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定するにより設立された商店街振興組合

② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定するにより設立された事業協同組合

③ 次の事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの

ア 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

イ 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

ウ 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

エ 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(6) 「町会・自治会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他財団が別に定めるものであって、別表1に掲げる形式要件を満たし、かつ、都内に所在するものをいう。

(7) 「文化・芸術団体」とは、助成金の交付を受けるにあたり実施する事業のために必要な日本文化に関する専門性を有する団体であって、過去5年間に都内で1回以上の公演等の実績を有し、かつ、別表1に掲げる形式要件を満たすものをいう。

(8) 「民間企業」とは、営利を目的とする私企業をいう。

(9) 「その他の法人」とは、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。

(10) 「助成事業」とは、助成事業者が行う別表2に掲げるものをいう。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、助成事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。ただし、他の補助金等（区市町村から使途を指定されていない補助金等は除く）の対

象となる経費を除く。

- 2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施完了した事業とする。
- 3 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。

（助成金の額）

- 第 5 条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成事業の単一、又は複数組み合わせた申請のいずれの場合でも、助成対象経費の 3 分の 2 以内の額（1 千円未満の端数は切り捨て）又は助成限度額のいずれか低い額とする。
- 2 助成限度額は、A 協議会が実施する事業は、1 千 3 百万円とし、B 協議会が実施する事業は、6 百万円とする。

（助成金の交付申請）

- 第 6 条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第 1 号様式による助成金交付申請書及び別記第 1 号様式の 2 による誓約書等にその他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。なお、B 協議会は、上記書類の他、別記第 1 号様式の 3 による区市町村からの推薦書を理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

- 第 7 条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第 2 号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第 2 号様式の 2 により申請者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の審査を行うため必要な事項を別に定める。
 - 3 理事長は、第 1 項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第 8 条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項に規定するほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

4 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

5 前項の助成金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。

(1) 助成事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第4号様式により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第11条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第5号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、別記第6号様式により助成事業者に通知を行うものとする。

3 助成事業者は前項の規定により助成事業の廃止の承認を受けた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(日常生活に支障をきたす事態の発生による助成事業の中止又は廃止)

第 12 条 理事長は、感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、必要があると認めるときは、助成事業の中止又は廃止を命じることができる。この場合において、理事長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

2 理事長は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止を命じるときは、理由を付して書面により通知するものとする。

3 助成事業者は、第 1 項の規定により助成事業の廃止を命じられた場合、第 17 条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(助成事業遅延等の報告)

第 13 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第 7 号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況)

第 14 条 理事長は、助成事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、助成事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第 15 条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

2 助成事業者は、前項の要求があった場合には、速やかに理事長に状況報告をしなければならない。

(遂行命令等)

第 16 条 理事長は、第 14 条の現地調査及び前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対しこれらに従って助成事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 17 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から 30 日以内に、必要な書類を添えて、速やかに別記第 8 号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第 11 条第 2 項の規定により助成事業の廃止の承認を受けたとき、又は第 12 条第 1 項の規定により助成事業の廃止を命じられたときは前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第 18 条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第 9 号様式により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第 5 条の規定により算出する額（1 千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定に当たり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

（是正のための措置）

第 19 条 前条第 1 項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対しこれらに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

2 第 17 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

（助成金の支払）

第 20 条 理事長は、第 18 条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第 10 号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 21 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) その他財団が助成事業として不適切と判断したとき。

（助成金の返還）

第 22 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業

の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第 23 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

2 助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第 24 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 助成者は、取得財産等について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が 50 万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第 11 号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第 25 条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間において、理事長が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせた場合は、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 26 条 第 21 条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 22 条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 27 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 28 条 第 26 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第 29 条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

（その他）

第 30 条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

形式要件

1. 定款、会則等があること。
2. 自ら経理し、監査する等の会計機構を有し、かつ、適正に監査が実施されていること。
3. 任意団体においては、3 者以上の構成員からなる組織（個人は除く。）であること。

別表 2（第 3 条関係）

対象事業

(1) 新たなイベント事業
(2) 新たな情報発信の事業
注 1：観光振興を図る目的の事業であり、事業の実施を契機として、地域内の周遊や再来訪の促進など、観光需要の創出につながると見込まれること。
注 2：「新たな」とは、これまでに実施したことのない新たな事業、又は、既存の事業を本事業の目的のために新たな形に再構築した事業をいう。
注 3：都内で実施する事業であること。ただし、A 協議会が実施する事業については(1)及び(2)の事業ともに海外での実施も可能
助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。
(1) イベント実施場所等について、実施に必要な手続は申請者自ら行うこと（B 協議会が実施する事業においては、当該事業を実施しようとする場所の属する区市町村の長から推薦があること。）。
(2) イベント実施に当たっては、SDGs を意識した取組を実施すること（プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材の使用等環境へ配慮した取組等）。
(3) 来場者に対し、東京の観光に必要な情報を提供すること（チラシへの観光協会のホームページの QR コードの記載等）。
(4) 高齢者、障がい者等誰もが観光を楽しめるようアクセシブル・ツーリズムの取組に努めること。
(5) 英語を含む 1 か国以上の外国語対応（広報、受入対応等）、通訳案内士の入場料の割引又は免除等外国人が訪れやすい環境を整えること。
(6) 事業に必要な許認可を得る見込みがあること又は得ていること（届出等も含む。） （例：施設利用等許可、食品取扱等）
(7) 安全・防犯対策を行い、事故のないよう管理を十分に行うこと。
(8) 関係法令に違反する内容を含む事業でないこと。

別表 3（第 4 条関係）

助成対象経費

区 分	適 要
会場・設営及び運営に要する経費	会場使用料等、大道具等の制作、舞台・展示運営等に係る経費（事業実施に直接関わるスタッフの委託料等を含む。）、機材・設備・備品の賃借料又は購入費（事業実施に直接必要なものに限る。）
出演料	演奏料、出演料等
作品制作費・賃借料	アーティストフィー、美術・映像作品制作費（材料費・機械使用料）・賃借料（保険の加入が必須の場合のみ保険料を含む。）及び著作権使用料
体験コンテンツの人件費	ガイド料、講師謝金等
オンライン配信経費	オンライン配信に係る機材借料、動画撮影・編集に係る経費等 ※機材購入費は不可
運搬費	道具・楽器等の運搬に係る経費（保険の加入が必須の場合のみ保険料を含む。）
旅費（海外での実施の場合に限る。）	渡航費（燃油特別付加運賃等含む。）及び宿泊料
広告・宣伝費	広告宣伝費、冊子作成、入場券等販売手数料、特設ウェブサイト開設費、各種メディア媒体への掲載に要する費用等
消耗品費	感染予防対策のための消毒液、マスク等及びワークショップ等で使用する資材・材料等に係る経費。ただし公演以に別の目的で使用できるものは対象外（例：電気製品等）
その他事業実施のために直接必要な経費	参加者に対する賠償・損害保険料等

助成対象外経費

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	当該事業の実施に必要な土地の賃借を除く。
自ら設置し、又は管理する会場施設において活動する場合の会場使用料	
施設設備等の整備・維持管理する経費	
協議会の構成団体又はその構成員等に対する支出	
旅費の特別料金	航空・船舶・鉄道等交通機関の特別料金（ファースト・ビジネス・グリーン車料金等）
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等後に別の目的で使用できるものは対象外（例：電気製品等）